

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 7 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 8 月 7 日 (火)

13 時 30 分～14 時 44 分

第 4 委 員 会 室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団】 川神議長 (委員外：川上議員)

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

(報道) 山陰中央新報社、中国新聞 (傍聴) 1 人

議 題

1 議会基本条例の見直しについて

資料 1-1

資料 1-2

第 5 回、第 6 回で検討した改正案の最終確認→9 月定例会で議会運営委員会から提案併せて、議会反問権取扱要綱を議会反問反論権取扱要綱に改正する

2 行政視察を終えて

参 考

(1) 通年会期制について

できるだけ早く導入すべきとの意見で一致

執行部との意見交換会を実施

(副市長、総務部長、財務部長、総務課長、総務管理係長)

議員間で温度差がある→8/17 全員協議会で委員長から経過説明をする

(2) 三豊市の議会改革の取組について

常任委員会で 1 年間の目標決定して取り組むことは取り入れたい

事務事業評価は、取り入れたい→基本条例の改正を含め今後検討する

3 その他

議場開放（コンサート等）について、今後議会改革と広報広聴が連携して検討

次回は通年会期制導入について執行部との意見交換会を実施

次回開催日程は、執行部の都合を確認し 8 月 17 日（金）全員協議会后決定する

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

(開議 13 時 30 分)

【会議録】

西田委員長

ただいまから第7回議会改革調査検討特別委員会を始める。今日の議題は議会基本条例の見直しについてと、先般皆さんと執行部の総務課長と係長が同行しました議会改革の行政視察を終えてについて、意見交換をしたい。

議題1 議会基本条例の見直しについて

西田委員長

これは皆さんと文言の最終確認をしたい。次長から説明を。

篠原次長

9月定例会で議員提案しようと言われていたので、逆算すると本日に最終確認していただき固めないといけない。10日に法令審査会もあるので、一応今日固まったとしても文言等の修正は少々あるかもしれないが、今日最終案を固めていただきたい。

資料1-1と資料1-2がある。

(以下、資料をもとに説明)

西田委員長

今までこの委員会で皆さんからいただいた意見を踏まえた中で、この文言を訂正したり加えたりして頂いている。1つずつ確認していきたい。

第3条、「障害のある議員及び妊娠中または出産後の議員」について。皆さんと話した内容を活かしていただいたということで良いか。ご意見があれば伺う。これはこれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

次は第7条、「議員からの質問等または議員もしくは委員会の条例の提案、議案の修正等に対して、これらに反問し又は反論することが出来る」というのを加えているが、これもこれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

続いて第17条、「議長は議会事務局の職員人事に関して予め市長等と協議するものとする」となっていて、これは任命権があって少し文言を変えたらということで話があった。

篠原次長

元々は1項立てになっているのだが、今回2項を加えるということは前回ご了解を得られたと思う。今回は1項だが、「議会は議員の政策立案等を補助する組織として議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制整備に努めるものとする」というのが元々の条文。そこを変えたらというご意見があって今回に持ち越されたので、最終確認をしていただきたい。このままならこのままで、2項を新たに加えるのみとするが。

西田委員長

どうだろうか。澁谷委員。

澁谷委員

「予め市長等と協議するものとする」と議会側が宣言するのは良いが、この言葉を執行部側に尊重してもらえるという確約はあるか。どう理解すれば良いのか。

篠原次長	私の認識では、これまでも明文化はされていなかったものの、あくまでも議会事務局の任命権者は議長なので、人事当局もそこは配慮されて、本来なら辞令の一週間前が内示なのだが、それよりも前に事前に協議がなされていたかと思う。それを今回明文化したものだと思っている。
澁谷委員	私も議長団だった時に、議会事務局の人事案を執行部が提案してきて、却下して差し替えを要請したことがある。それはそのような権限が議長にあるということを明文化しようということか。
篠原次長	はい。
澁谷委員	理解した。
西田委員長	副委員長。
牛尾副委員長	これを条例に謳い込めばこれが根拠になる。沿わなければ条例違反になるので、執行部も気に留めるのではないかと思う。
西田委員長	他に。道下委員。
道下委員	この文言は「議長は」ではなく「市長は」にして、「予め議長等」と逆にした方が。
西田委員長	これはもう、議会事務局の職員人事は議長権限なので。
道下委員	それは分かるのだが、「市長は」という方が、絶対議長と決めるより分かりやすいのでは。
西田委員長	小川局長。
小川局長	先ほど次長が言ったように、市長側からは今までも議長に協議されている。この文はその裏付けになるのと、あとは反対に議長側も協議出来るという。全体の人事の総合調整権の中でどうなるかは分からないけど、協議が出来る。市長から出た時も却下することが出来る、それを明文化した。これはあくまでも議会の基本条例なので、市長がと謳うわけにいかないため、「議長は」という書き出しになるのだと理解いただければと思う。
西田委員長	副委員長。
牛尾副委員長	明文化されると大きい。僕は3回断ったことがある。こういう文言があった上で市長部局とやるのと、無くてやるのとでは大違いだと思う。新たに議長になられる方は来年から楽だと思う。
西田委員長	予め市長と協議するという文言があるということで、基本条例は今までも議長の権限が少し明確になったのではないかと思う。局長。
小川局長	地方公務員法第6条に「任命権者」というのがあって、任命権者は、市長、議長、教育委員会、消防長と、法律で決まっている。だから議長が任命権者であることは法律で決まっているので、その所を尚且つ基本条例の中で「協議する」という立場を強化しておくという意味合いでは、副委員長が言われたように、有ると無いとでは大分違うかなという気はする。
西田委員長	ということで、この文言についてはこれでよろしいか。 (「はい」という声あり)

西田委員長
小川局長
西田委員長

次に第22条。「インターネット等に配信するものとする」
これについても今まで実際にやっていることを明文化する形だと思う。
文言によってより明確化しておくということ。「インターネットによる」ではなく、それ以外も含めた諸々の、という。これについてはよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

続いて、取扱い要領は先ほど次長から説明いただいた。反問権に並んで赤字で反論権について付け加えている。これについて何かご意見があれば。反問と反論並べて、言葉を付け加えた。副委員長。

牛尾副委員長

先日の視察の中で「特別委員会の中で反論権について議論中だ」ということを言ったのだが、そこまで踏み込んで書くべきではないかという意見を持っている。この件についても正副委員長と事務局とで、文言については協議してきたので、皆さんにはご同意いただきたい。更に付け加えるようなことがあれば、是非言ってもらって仕上げたいと思うのでよろしく。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員。

運用として本会議場で反論や反問をされると、一瞬時間が止まる。その時に議長から、反論に関する時間は質問時間から削除することを言ってもらった方が、質問者にとって非常に分かりやすいので、運用としてご検討いただきたい。

西田委員長

私も飛んだ時があった。一応、反問は「反問ですね」と一言確認を入れなければいけないことにはなっている。反問時間は質問時間には加えていないことは、皆さん承知されていると思う。澁谷委員が言われたのは、その点をその場で言って欲しいということか。

澁谷委員
牛尾副委員長
澁谷委員

反問を受けているのは今、私くらいしかいない。

私もそう思う。

自分の経験からして、残りの持ち時間が少ないのに、何故反問するのかとムッとしてしまう。運用として議長にそう言ってもらえると、冷静になれる。

西田委員長
小川局長

熱が入っている所に水を差されるからね。

理解した。元々反問の取扱い要領の中には、反問の間は質問時間を止めると明確に書いてはあるし、皆さんそのつもりではあるのだが、急に聞かれた時に慌てるので、もし反問があった時には議長が「今から反問があります、ここで一旦時計を止めます」と宣言した方が、冷静になるという話かと。

西田委員長
牛尾副委員長

一呼吸つくということ。

逆にケーブルテレビを見ている市民にとっても、「これから何か始まるのだな」と分かりやすい。

昔、自分は反論されたことがある。「特別委員会の委員が何故こんな質問をするのだ」と言われて、頭が真っ白になったことを未だに覚えてい

	る。だから澁谷委員が言っていることは良く分かる。これから違う段階のセレモニーに入るよということを宣言してやった方が良い。人が話すのを聞いているとピンと来ないかもしれないが、当事者にとってはなかなかモチベーションを元に戻すのは大変だ。
小川局長	あるかどうかは分からないが、「今から反問反論の時間に入ります」という式次第を用意しておいて、反問・反論が出たら議長にそれを言ってもらおうという形で間を置く。このような運用でよろしいか。
西田委員長	はい。
小川局長	了解した。
西田委員長	笹田委員。
笹田委員	関連するのだが、一般質問の持ち時間が1時間15分と決まっている。例えば先ほど澁谷委員が言われたように、反問権・反論権を出されて、澁谷さんが思いのたけを30分述べるとする、反論されているわけだから、やりたいだけやれば良いだけの話だが、合計の時間が変わってくる。その辺はどのように処理するのか。1時間15分の中に含めずに、2時間でも3時間でも良いという話になればそうなるし。
西田委員長	質問者の30分という枠の中には加えないということなので、総合的な時間をどうするか。
小川局長	それは考えない方が良いと思う。1時間15分には含めずに、全部抜いた方が良いと思う。ただそれは飽くまでも、質問者・答弁者の常識の範囲内で、それが30分も1時間もかかるようなら、次から制限するための協議をする。今はそれを決めずにやってみて、実情に応じて検討する方が良いと思う。
西田委員長	1時間15分を超える可能性もあるが、それは皆さんの常識に委ねると。
牛尾副委員長	反論権を行使して、全体の時間が一緒だったとなれば、恥ずかしい。
笹田委員	だからそれは総時間に入れずに別として、一般質問でない枠でやっている認識でやらないといけないかなと思った。
西田委員長	基本的に、執行部には「反問・反論する」と宣言してもらおう。
小川局長	はい。
西田委員長	言わずに反問される方もたまにはおられるかもしれないが。
牛尾副委員長	それは執行部にきちんと言っておかねば。
西田委員長	その時には確認してもらわないといけない。
笹田委員	前もカッとなっておっしゃったのだろう。どう見ても。
西田委員長	熱くなるくらいが、たまには良いかもしれない。
笹田委員	しかしそこは冷静に「反論します」と言ってもらわないと。
西田委員長	そこは議長の采配で。ということで、この要領の扱い、中身については、赤字で書いてある内容ということでよろしいか。
	(「はい」という声あり)
西田委員長	また、先ほどの反問・反論の時間については、またその時に協議する。
小川局長	議会基本条例の見直しについては、今回今日これで委員会の了解をい

西田委員長

ただいたら、10日の法令審査会で全部見てもらって、提案は9月議会の最終日の最後くらいに、議運委員長提案として提案してもらい、即決という形を取りたいと思う。これは初日の議運でも話をかけておいて、最終日提案。12月議会から施行という形でお願いしたいと思う。

流れ的には今の説明のように、9月議会の最終日に議運の委員長から提案し、12月議会から施行ということでやらせてもらってよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

議会基本条例の見直しについては、以上でよろしいか。

(「はい」という声あり)

議題2 行政視察を終えて

(1) 通年会期制について

西田委員長

(1)については先般、小松島市に研修に伺った。皆さんと共有して執行部にも一緒に行っていた。今後の方向性だが、執行部にもかなり理解を得られてきたのではないかと考えている。小松島市で色んな流れをお聞きした際、小松島も総務部長がそういったことに積極的な方で、議会側と小松島の総務部長が色んなことで意見交換をされていた。浜田市議会としても出来れば議会側、あるいはこの特別委員会と執行部とで、一度意見交換をした方が良いのではないかと考えているのだが、皆さんの意見を伺いたい。次回に日程調整をして、執行部との意見交換の予定を組むか、どのようにするかも含めて皆さんの意見を伺いたい。澁谷委員。

澁谷委員

小松島でお話を聞いてから、自分なりにずっと考えているのだが、スタートは問題がないのか。小松島は統一地方選挙に合わせて選挙があるので、5月からスタートすると年度替わりとほぼ同じタイミングになる。浜田の場合は10月が改選なので、年度途中で入れ替わる。11月からスタートして1年回すのか、行政年度に合わせるのか、まだ見えていない。その辺をある程度、議会側が決めてから話をしないとブレやしないか。その点は問題ないのか。

西田委員長

市長が議会を招集すると、その年度まではそのまま会期になる。年度が替わると自動的に会期が更新されて、次年度までもそのまま継続する。最終的には議会と市長の改選時期までは自動更新みたいな形で、通年会期が続くということなので、それが例えば浜田の場合は10月改選があって11月から会期がスタートした場合と、年度ごとの4月からスタートした場合と、あまり影響はない気がするのだが。事務局はどう考えるか。

篠原次長

今回、三好市の視察はお断りされたので行っていないが、三好市を見ると議員任期は30年4月15日までとなっている。市議会の会期等に関する条例では、「三好市議会の会期は12月1日から翌年当該日の前日までとする」とある。地方自治法102条の2の中に、その辺はきちんと規定があり、途中で任期が切れればその時の会期はそこまでとする」とある

西田委員長
牛尾副委員長

し、改選になって新しい議員の任期が始まってから 30 日以内には、また議会を開催しなければいけないという決まりが規定されている。その時も、元々条例で定めた期日までの残りが会期だとあるので、いつからされても別に問題はないと思う。

自治体ごとに違いがあっても、そうあまり問題はない感じか。

どこから切っても、定例会は決めているので問題ないかと。ただ、1 期 4 年を通年と考える議会と、1 年を通年と考える議会があるとは聞いている。どちらでも不都合はないと認識している。むしろ専決事項の絞り方について、執行部が多少気を使うのかなという程度。今後の特別委員会と執行部側との話し合いの中で詰めていくことだと思う。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員よろしいか。

わかった。そうであれば、小松島のお話を聞いて、やはり私もモチベートされた方なので、やるべきだと思う。目標としては 11 月や 12 月を目途に進めてみたらどうかと思う。

西田委員長
牛尾副委員長

出来ればなるべく早くやろうという意見だったと思う。

通年会期については前任期の特別委員会で、是非導入すべきだということで、メンバーは違えど結審を終えている流れもあるので、出来るだけ早く通年会期を導入していただければ、議会改革の一環で市民サービスに拍車がかかるのではないかと考えているので、皆さんにもよろしく願います。

西田委員長
笹田委員

笹田委員。

先ほど副委員長が言われたが、専決の部分を浜田市議会なりに執行部側と議会側がしっかり理解した上で作れば、すぐにでも出来るのではないかと思う。なるべく早く専決を減らす、もしくは待たずに議案が出せるというのはメリットが大きい。また、委員会が活発化するという意見も伺ったので、それもありプラスになるのではないかと思うので、早急に前向きに検討すべき事項だと思っている。

西田委員長

やはり執行部と議会とが同じ意識レベルに立たないといけないので、そういったことも含めて一度、早めに執行部と意見交換を予定出来れば。意見交換はこの特別委員会とやる方向で良いか。議会全体でやる案もあれば、正副委員長や議長団のみに絞る案もある。

笹田委員
澁谷委員

会派で話がまとまっているだろうから、ここで良いのでは。

ここで視察も行っているわけだし。それは委員長の責任放棄というか、委員会としてしないといけない。

西田委員長

ということで一応お伺いしたが、この委員会のメンバーと執行部とで意見交換をしたいと思う。執行部はどういった方々をお呼びしたら良いか。先般一緒に視察に行った、総務部の課長、係長はもちろんだと思うが、それ以外にどういう方々と協議するべきか。

澁谷委員
小川局長

総務部長は。

あとは財務部長か。

澁谷委員	副市長を呼ぶかどうかだ。
牛尾副委員長	うん、事務方のトップとして。
西田委員長	総務部長、総務課長、係長、財務部長、それに副市長。
澁谷委員	副市長には声を掛けた方が良いと思う。来られないかもしれないが。
西田委員長	では5名の方と当特別委員会とで意見交換をさせていただこうと思う。 よろしいか。
	(「はい」という声あり)
澁谷委員	もしそれ以外に出たい部長さんがおられたら、また検討すれば。最低はその5人で。
小川局長	今から執行部と協議をして……僕も専決事項が一番大きい所だと思っているので、そこを詰められさえすればと思う。かけるとしたら12月議会に条例改正をかけて、通年議会が始まることを議会だより等で周知をしておいて、来年度から始める。ただ、僕個人的には市長と皆さんの任期が10月22日までなので、開会は11月1日から翌年の10月31日までという通年会期が、新市長が招集して4年間出来る形にして、最初だけは来年4月1日から始まるという形が一番理想かなと思っている。
牛尾副委員長	通年会期で、そこまで拘らなくても良いのでは。
	(「そう思う」という声あり)
澁谷委員	ただ条例を作らなければならない。その敲き台を提案してもらう。
牛尾副委員長	最速でやっても12月。
小川局長	はい。始まるとしたら次の3月議会くらいからか、あるいは新年度の4月1日に決めた方が良いのか、その辺は協議させて欲しい。
牛尾副委員長	4月1日というとなら6月議会になる。それならやはり3月議会から出来るようにした方が分かりやすい。
小川局長	4月1日からとなると調査会等は全部委員会になる。
牛尾副委員長	それはそれで。
小川局長	現在の事務局長の個人的見解なので。
澁谷委員	正副委員長と打合せしてよ。
西田委員長	形に拘ればそうなる。
牛尾副委員長	早い方が、よりフットワーク良く出来るのだから、少しでも早い方が良い。
西田委員長	1日でも早くスタートしようということを頭に入れながら、とりあえず意見交換しよう。
澁谷委員	今はこの特別委員会に半分の議員が出ているが、残りの議員も居るので、全協か何かの時に正副委員長が経緯等を一度説明していただいた方が良いかと。
牛尾副委員長	17の全協は議題がたくさんあるのかな。
小川局長	総合振の説明があるから、若干時間がかかるかもしれない。
牛尾副委員長	総合振と言っても途中経過だから、それほど時間がかかるとは思えないけど。

小川局長	これを説明するのはそんなに時間はかからない。視察に行つてこういう方向で決まったので、皆さん協力してくれと委員長から報告してもらえば終わりだから、17日の全協の時にでも1項目入れておいて。
牛尾副委員長	入れた方が良いのでは。
小川局長	では1項目入れるので、そのつもりでいて欲しい。
川神議長	他の議員との温度差が極力少なくなるように。
澁谷委員	視察に行った人と行かなかった人とでは、温度差があるだろう。
西田委員長	17日の全協の時に私から皆さんに、経過報告をさせていただく。
	意見交換の日にちはどう設定しようか。
篠原次長	調整しなければいけないので、今日ここでは決められない。
牛尾副委員長	全協までには決められるだろう。執行部の日程を押さえてもらって、17日の全協が終わった後にもう1回集まってもらって、そこで協議したらどうだろう。
田畑委員	福祉は何時。
新開書記	福祉は3時。
牛尾副委員長	日程だけ決めるのだから、ほんの5分10分だろう。意見交換をするわけではないから。日程を押さえて、その日程で僕らがどうかという話だけだから。
篠原次長	では2、3案出してもらって、それと合う所に決めようか。
西田委員長	では執行部との打合せはそのように、案を出してもらおう。
	次に移ってよろしいか。
	(「はい」という声あり)

(2) 三豊市の議会改革の取組について

西川委員	(2)について。西川委員。 小松島の時に報告書5ページの一番下の、常任委員会で最初調査研究テーマを決めて1年やって議長に報告する取り組みが非常に良いのではないかと思った。例えば視察に行く際に、テーマがあればそれに沿って視察先を決めたり出来るので、目的をもって委員会活動するのはすごく良いと思ったのだが、この取り組みは大事なかなと思ったのだが、いかがだろうか。
牛尾副委員長	西川委員のご指摘だが、いずれにせよ常任委員会の改選が来年の11月にある。任期は2年ごと。やるとすれば2年の任期の中で1年ごとに、常任委員会としてテーマを決めるのは、どこかで謳わずとも常任委員会の中でやることは出来るので。ただ、どこかで謳おうと思えば委員会条例の中で謳うことになるのか。それが一番簡単か。
小川局長	これも通年会期になって全てが委員会だから出来る話。通年会期だと調査会としては開けない代わりに委員会が何度も開けるから、こういうことが出来る。来年にしても通年会期制が入ればすぐ出来るが、委員会の任期は元々2年なので、1年ごとに決めるのが良いか2年間統一テ

西田委員長
澁谷委員

マでやった方が良いのかは、話をしてもらって。委員会条例ではなくそれこそ申し合わせでやる内容かなと思うが。

澁谷委員。

西川さんが言われたことは非常に正解だと思う。常任委員会が何を主体的にやっているか、良く分かってない場合もある。それを共有出来る。今は執行部からの提案を審議したり説明を受けたりすることが多いし、やっているかと思えば勉強会のような形で秘密会になっているし、情報公開の原則を引き続きやるためには、西川さんが言われたような形が良いと思う。それが出来るようにするにはどうすれば良いかというので、事務局の知恵を借りたい。

牛尾副委員長

特別委員会の中で今の話を少し具現化するような話し合いを、次回にでもしたらどうか。というのは、いま産業建設委員会は所管事務調査権を先にしている。委員会によっては報告事項の後に所管事務調査がある。本来、常任委員会の所管事務調査は最上段に来るもの。産業建設は先にしている。その辺の認識も含めて、常任委員会はどうかあるべきかという議論を特別委員会の中できちんと時間を設けて議論した方が良いのではないかなと思うが、皆さんどうだろうか。

西田委員長

皆さんいかがか。そういうこともこの委員会で検討していきたい。

他には。では次回の議会改革の時に。

三豊市の報告書があるが、丁寧にQ&Aを書いていた。笹田委員。

笹田委員

私は事務事業評価の実施については非常に良いと感じた。やるだけではなく、したことによって効果も出ているとのことなので、特別委員会で議論する余地はあるのではないかなと思った。

西田委員長
牛尾副委員長

牛尾副委員長。

三豊は複数の町が一つの市を作られているということで、正副議長も謙虚だし、事務方で最後まで対応されたのはすごいかなと思った。見習うべきところは見習って、僕らの議会改革の中に組み込んだ方が良いのではないかなということを行って思った。ランキングは四国でナンバーワンだから、良い所は真似て我々の議会の中に取り込んでいく姿勢が必要ではないかなと思う。特別委員会の中でしっかり議論させていただければと思う。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員。

事務事業評価は素敵な部分だと思う。後から事務局長に、どのようにやっておられるのか確認した。決算委員会において議論が白熱した問題等、評価ランクもあったがその理由が書いてあった。どのように策定されているのかと聞いたら、三豊は決算委員会の正副委員長が原案を提案して、それをチェックして執行部に提出すると言っていた。だから予算決算委員会のハードルが高くなるのだが、非常に良いものだと思う。

西田委員長

西川委員。

西川委員	三豊市は事務事業評価を議会の方でやっておられるが、普通決算に使う時は執行部の方で評価を出すということを聞いている。どちらにせよ議会でやるなら勉強してやらないといけないし、執行部に同様の評価を導入することを考えておられるかもしれないので、確認した方が良いかなと思う。
西田委員長 澁谷委員	澁谷委員。 執行部の評価というのは、行革の評価でも何でも全てAになったりするような、訳の分からない評価なんだ。だから第三者である議員が評価する価値がある。
西田委員長	議会はチェック機能、執行部は執行部自らを評価するチェックと、それを客観的にチェックする。
澁谷委員	行革なんかほとんどAで、Aの前にどういう効果が出たのか見えないままに目標達成したらAにするから。
西田委員長 牛尾副委員長	議会はしっかり勉強しながら、的確なチェックが出来るように。 同じテーマで執行部側の評価と議会側の評価が異なることが、しばしばあるということが予見されるので、執行部は嫌がるだろうが、良いのではないか。
西田委員長 笹田委員	笹田委員。 決算は可決しても実はあまり意味がないというか、効果が無いもので。付帯意見を付けて出したりするのだが、その時は良いと言っても、それを反映して予算組しているように思えない時も多々あって、こういうのを議会としてしっかり出せば、反映されるのではないかと思うので、これはプラスアルファで前向きに皆さんで考えていくべきだと思う。
西田委員長 小川委員	小川委員。 三豊さんの場合は事務事業評価の根拠になっているのが、基本条例2条「執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする」の部分であるようだ。でも浜田市の基本条例には、議決後の予算がその後どのようにされたかを検証しなければいけないといった責任については、謳っていない。だとすると基本条例の中にそういったことを謳うことを検討する必要があるのかと感じた。実態として議論しながらやっていくのも一つの方法だと思うが。方法としてはこの二つがあると思う。
西田委員長	小川委員が言われたように、議会基本条例はそれに似たようなことは謳ってなかったか。
牛尾副委員長	政策立案については謳い込んである。2条か3条に、政策立案についての根拠が書いてある。あれからでもやろうと思えばできる。
西田委員長 牛尾副委員長 笹田委員	その文言を少しアレンジすれば。 執行部は改めて見ればおかしい荒っぽい提案もある。 やるかやらないかを含めて議論して、条例改正するかどうか併せて議論すれば良い。
西田委員長	いまの件は今ここで細かい所まではなかなかチェックできないので、

議会基本条例と照らし合わせて、そこで少し文言を変えることによって事務事業を、議会側からのチェックが出来るよう、それについては先で考えていきたい。また検討したい。そういうことでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

他に三豊市の議会改革の取組で、何かあるか。笹田委員。

笹田委員

議会だよりのカラー化というのは、やはりやりたい気持ちがある。

道下委員

どのくらい予算上乘せになるのか。

笹田委員

その辺も含めて、大きい声では言えないが今のままだと難しいのかなと思う。あまり予算を変えずにフルカラーで出来ないか。

西田委員長

広報広聴委員会は今まで色んな所へ視察に行かれたりしながら、議会だよりについてはかなり研究されていると思うが。

小川委員

三豊市は0.9円。1円としても16ページで16円。浜田は46円くらい掛かっていて全然違う。四国は相対的に印刷費が安いという話だが。

西田委員長

今までも広報広聴委員会であちこち視察して、行った所の議会だよりの枚数やカラーページ数や、年間どのように契約しているか等、色んなことを勉強しておられる。そうすると、他所は結構安いというのは皆さん分かっている。

小川委員

印刷の方法などの都合でなかなか難しいということもあるのかもしれないが、カラーにしなくても安く出来なくはないだろうなと思うこともある。業者を目の前になかなか言いにくいところがあるが。

牛尾副委員長

地元の大手1社が8月末で廃業される。そうすると入札自体の枠が変わるのではないかと思う。大きい所2社あったうちの1社が廃業されるなら。

田畑委員

入札を公募型にしたらどうってことはない。

牛尾副委員長

ただ一方で地元業者を使ってくれという要望が活きてはいるので、それとのバランス。税金を使って印刷するなら地元業者を使えと言われたら、それはそうだし。しかし1社が廃業するなら今までの入札のような公平性が保たれるかが問題だ。

西田委員長

笹田委員。

笹田委員

いまの地元業者に使ってもらうのは良いと思うが、税金を使うのでなるべく安く良い物という方が大切ではないかと思うので。それは地元業者が取ってくれば良いが、税金なので一番良い物を安く作る方向で考えていくべきだと思う。

牛尾副委員長

ここに委員長がいらっしゃるから、ざっくばらんに。公の場では交渉しにくいだろうから。本当はどれくらいならいくらくらい利益が出るのか聞いてみたら良い。

澁谷委員

全国の印刷費が1円という話が出たが、調べてみる必要があるのでは。

牛尾副委員長

九州・四国は安い。

澁谷委員

それで比較して相談しなければ。

牛尾副委員長

あるスーパーが九州のある印刷屋に任せたら、1千万円浮いたと。地

西田委員長

元には頼めないと言っていた。我々も出来ればカラーのページに載りたいという基本的に希望はある。

この件は色々あると思うが、広報広聴委員会や色んな所で……。

他に、三豊市の議会改革についてはよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長
小川局長

それでは議題2はこれで終わる。局長。

確認だけさせて欲しい。通年会期制については前向きに進めるということで、各会派に持って帰って話をしてもらって、17日の全協で委員長から報告してもらうということで。

三豊市の議会改革の取組については先ほど話があった、常任委員会で研究テーマを見つけてやるのかという1点と、事務事業評価についてと、この2点について特別委員会で研究テーマに挙げて調査研究するという確認でよろしいか。

(「はい」という声あり)

議題3 その他

西田委員長
小川委員

その他何かあれば。小川委員。

小松島で、議場コンサートの記事を見かけた。実際に担当されている議員さんにもお話を伺ったが、毎回議会の一般質問初日の昼休みにやっているそうで、募集したら結構毎回参加してくれる方がおられるようだ。一般質問の初日の12時から13時の間の、12時15分から45分までの30分間、議場開放して一般の方に利用してもらって、毎回演奏される方にやってもらっているという話だった。これも過去の議会改革では議題に載ったこともあるのだが、現実みを帯びてない。小松島市の議会だよりでは最後のページに載っていたので、どこかの機会に議論しても良いかなと思った。毎回やっているらしい。

牛尾副委員長

委員長に聞いてみなさいと言った。あきる野市議会でもそうだが、前からやろうと言われている。広報広聴委員会を外れたものがこんなことを言えば不謹慎だと言われるかもしれないが。一服の清涼剤として、お昼休みの時間を利用してやれば、丁度議会の日程を邪魔しないで良いのでは。

小川局長

聞きに来られるのはどういった方か。

(「一般市民」という声あり)

小川委員
牛尾副委員長
小川局長
小川委員

来られるのは一般の方。

手を挙げる人、困らないそう。

演奏したい者がか。

全部プロではない気がする。アマチュアで活動しておられる方もおられると思うし。音楽コンサートでも良いかもしれないが、落語会をやっても良いだろうし。

牛尾副委員長

広報でやってもらった方が良いのでは。

澁谷委員	それはまた違う機会で話をしないと、議会事務局に絶対迷惑を掛けずに、全部の運営は議員がするのだと。セッティングや誘導、お茶を出すならそれも議員がやる。だとしたらハードル高いなという結論になった。今のままでいくと議会事務局が一層大変な思いをしかねない。やっている所は、議員が全ての責任を負ってする形なので、先々話し合おう。
西田委員長	ある程度市民の意識も高めていかなければならないし、また議会改革と広報広聴の委員会が連携して検討したいと思う。 他によろしいか。
	（ 「はい」という声あり ）
西田委員長	次回の開催だが、今回は執行部とこの委員会との意見交換ということで、また日程調整が出来た所で決定したいと思う。17日の全協の時に一応1回集まってもらって、その時に日程調整したいと思う。よろしいか。
	（ 「はい」という声あり ）
西田委員長	ではそういうことで、以上をもって第7回の議会改革調査検討特別委員会を終了する。

（閉議 14時 44分）

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ⑩